

平成 30 年第 2 回定例会 国際文化観光・スポーツ常任委員会

平成 30 年 10 月 2 日

西村委員

まず、私からは障害者スポーツの中心となる団体の設立について伺っていきたいと思います。

東京 2020 パラリンピックまであと 2 年となりました。その間にウィルチェアラグビーの世界選手権では日本代表チームが初優勝したわけですが、私も赤レンガ倉庫で開催されたみんなあつまれというイベントでこのウィルチェアラグビーの試乗、体験をさせていただきました。自分が考えていた以上にエキサイティングで、タックルを体験しましたが、こんなにすごいぶつかり方をしながら、こんなに小回りのきいた速い動きでウィルチェアラグビーは展開されるのかと実感して、改めてファンになった一人であります。より多くの県民の方々にも見ていただいて、あるいは体験していただいて、ファンになって応援をしていただければと思いますが、このようにトップパラアスリートが活躍する一方で、身近な地域では障害者スポーツの競技団体はまだまだ少ない状況にあると言わざるを得ません。地域において障害者スポーツの裾野を広げ、競技力向上を図るためには、県内の障害者スポーツの中心としてしっかりと推進していく団体が必要であると、昨年 9 月の定例会で我が会派から提言を交え、質問させていただきました。また、今定例会でも引き続き、我が会派の鈴木議員が質問したところですが、現在の検討状況等について伺ってまいりたいと思います。

県内の障害者スポーツの中心となる団体の設立については、我が会派からの提言を受けて、昨年度に検討会において議論をしたと御答弁がありましたが、検討会ではどういったことを議論し、その結論はどういったものであったのか、確認させてください。

スポーツ課長

昨年 12 月、県は当事者による主体的な団体の設立を促すため、県内の障害者スポーツ関係団体や県体育協会、政令市に呼び掛け、神奈川県障害者スポーツ協会、仮称でありますが、設立に係る検討会を立ち上げました。検討会では団体の持つ機能を中心に、出席者が日頃の活動を通して感じる課題などにも触れながら、設立や運営に向けて、望ましい団体の在り方について意見を交わしました。具体的には、パラリンピック以外の種目も含め、障害者スポーツの裾野を広げることが大切である、良い選手を見付け、指導していく体制を整えるなど、競技力向上に取り組むことが必要である、障害者が気軽にいつでもスポーツができる環境を整えることも団体の役割の一つであるなどの意見が出された結果、様々な障害種別や競技を対象に、普及啓発からトップアスリートの発掘、育成までを担う団体の設立を目指すことで意見が一致しました。

西村委員

検討会での結論が出た、その後、今年 7 月には設立準備会が立ち上がったと伺いました。こちらではどういった構成メンバーがどういった検討をされたのでしょうか。

スポーツ課長

設立準備会は、肢体不自由、知的、視覚、聴覚、精神の各障害者関係団体、実際に県内各地で障害者スポーツを指導している県障害者スポーツ指導者協議会、アスリートの競技力向上についてノウハウのある県体育協会、障害者がスポーツと出会う場である県総合リハビリテーションセンター、県立学校長会議特別支援学校部会の合計9団体の代表から構成されています。また、その他にもオブザーバーとして、各政令市の障害者スポーツ主管課や横浜ラポール等の政令市の障害者スポーツ団体も出席しています。設立準備会は、検討会での結論を踏まえて、団体の具体的な事業内容や事務局体制、財源確保対策などについて検討することとしており、これまでに2回、会議を開催して、団体の理念や目的、事業内容等について意見交換を行いました。

西村委員

県内ではもう既に、例えばボッチャや車椅子バスケットという大会がよく開催をされておりまして、私も拝見をさせていただいたことがあります、この設立準備会にはこういったボッチャや車椅子バスケットなどの障害者スポーツの競技団体は入っているのでしょうか。

スポーツ課長

障害者スポーツの中心となる団体の設立を検討するに当たっては、実際に団体に加盟していただくことになる競技団体の意見は非常に重要です。設立準備会には個々の障害者競技団体は参加いただいておりませんが、これまで検討会と設立準備会を設置したときに2回、県内に13ある障害者スポーツの競技団体から書面により御意見を伺っております。今後、団体の具体的な事業内容の検討を進めるため、競技団体にお集まりいただき直接御意見を伺いたいと考えおりまして、日程等について現在調整しています。

西村委員

様々な障害が、肢体とか視覚とか今おっしゃいましたが、おありである。また、スポーツ自体もいろいろな競技があるということで調整が難しいとは思いますが、どうぞよろしくお願ひします。これまでの設立準備会ではどういった意見が出てまいりましたか。

スポーツ課長

設立準備会はこれまで2回開催され、団体の理念や目的については、スポーツを通じて共に生きる社会の実現につなげることを目的とすべきとする意見が出されました。団体の事業内容については、県障害者スポーツ大会の開催や全国障害者スポーツ大会への選手派遣、障害者スポーツ指導者等の養成など、県が現在実施している事業に加えて、県内の競技団体の育成支援や障害者スポーツのクラブ等の情報収集、情報発信、障害者スポーツの選手発掘、障害者スポーツ指導者の資質向上などを実施したいと、団体への期待を込めた意見が出されました。

西村委員

今、競技団体への支援等というのがありました、実はお声を頂いていまして、ある団体に今、参加して会費を支払っている。障害者スポーツ団体というのが新たにでき上がったら、私は両方に払わなくてはいけないのでしょうかと

いう、経費負担のことで御懸念がありましたが、そのあたり、何か方向付けと
いうか、検討されていることはあるのでしょうか。

スポーツ課長

加盟いただく団体や個人の方から会費を取るかどうかについても今、検討し
ています。

西村委員

それぞれの今参加されている会、今後設置をされていく団体、ルールが異な
って来る、あるいは同じような御負担がかかってしまう可能性もあるかと思
います。そのあたりもしっかり情報収集して、御意見を承りながら進めていただ
けますように、よろしくお願ひします。

さて、設立に向けた今後の課題、今、経費のことで申し上げましたが、それ
以外の課題や検討のスケジュールなどありましたら伺わせてください。

スポーツ課長

今後は団体の設立に向けて、引き続き設立準備会において事務局体制や財源
確保等について具体的な検討を進め、県内の障害者スポーツ競技団体の意見を
集約して、今年度中に準備会としての基本方針を取りまとめる予定です。その
後は、基本方針に沿って、平成31年度中には団体を設立できるよう、関係団体
等とも協力しながら準備作業を進めてまいります。

西村委員

私は個人の話で申し上げましたが、財源の問題や、あるいは障害者の方がい
るいろいろな施設に向かう上で、時間だったり足だったりの確保は本当にいろいろ
な課題があると思います。それで、もう少し広げて質問させていただきたいと
思いますが、県内の障害者スポーツにおける取組の現状についても伺っていき
たいと思います。

まず、障害のある方、お話を伺うと、特別支援学校にいる間はスポーツがで
きた、でも卒業してしまうとそういう環境であったり、タイミングであったり、
そういうのがなかなかないという声を私も伺っています。県としてどのような
取組を行っているのでしょうか。

スポーツ課長

県では、昨年度から地域の総合型地域スポーツクラブと共同して、特別支援
学校の体育施設を活用して、障害者の方が特別支援学校を卒業した後も地域で
気軽にスポーツを楽しむことのできる場をつくるモデル事業を実施しております。
具体的には、川崎市高津区の総合型地域スポーツクラブが県立麻生養護学校
の体育施設等を利用して、放課後や休日に誰もが一緒に楽しめるパラスポー
ツ等のスポーツ教室や、特別支援学校の在校生や卒業生が地域の方と交流する
スポーツを中心としたイベントを開催しており、多くの方に参加していただい
ております。

西村委員

私も麻生養護学校の方には行かせていただいた。その中で一つ、課題として
は学校の施設ということで、休日とか夜間開放するのに様々な課題というの
があることも承っています。教育委員会ともしっかり連携をとりながら、より一
層こういった取組を広げていただけますようにお願いします。

さて、ねんりんピックについての質問がありましたが、ねんりんピックを目指していらっしゃる方は本当にお元気な高齢者の方が多いですが、生涯にわたってスポーツを楽しんでもらうことを考えた場合、障害のある方、障害のある高齢者の方、こういった方がスポーツをしていく支援の取組ということも新たに考えていかなければいけないと思いますが、こういった視点での取組は実施されているのでしょうか。

スポーツ課長

高齢の障害者だけを対象にしているというわけではありませんが、県の障害者スポーツ大会については、幅広い年齢層の障害者の方に御参加いただいております。大会では陸上競技やフライングディスク等の6競技を開催しておりますが、平成29年度は参加者約1,400人のうち、60代以上の方が3割弱を占めています。

西村委員

私も聴覚に障害がある方のフライングディスクの競技を見させていただきました。もう名人芸みたいな感じでしたが、障害がおありになり、しかも年を重ねて、それでもスポーツを楽しめる環境をつくるしていくというのが、ともに生きる社会かながわと銘打った本県の使命であろうかと思いますので、よろしくお願いします。

さて、もう一つ、東京2020パラリンピック競技大会の新競技としてテコンドーが採用されました。県では障害者スポーツの新種目及び障害者の武道種目について、何か支援などを行っているのでしょうか。

スポーツ課長

東京2020パラリンピック競技大会では、バドミントンとテコンドーが新種目として採用されております。県では、本県ゆかりのパラアスリートが東京2020パラリンピック競技大会に一人でも多く出場することを目指して、有望な選手の活動費を助成するパラリンピアン育成事業を実施しております、東京大会の新種目も助成の対象としております。今年度は、バドミントンは2名の選手を助成対象としておりまして、テコンドーも1名の選手に助成を行っていましたが、年度途中に日本スポーツ振興センターのトップアスリートの認定を受けることになりました、国の助成の対象となり、県の助成の対象からは外れるようになりました。また、選手への助成のほかにも、誰もが楽しめるかながわパラスポーツフェスタや障害当事者向けの競技の体験会であるパラスポーツトライアルinかながわ等のイベントにおいて、バドミントンや柔道、テコンドーなどを体験種目として取り上げ、競技の普及に取り組んでいるところでいます。

西村委員

障害の方が気軽にスポーツを楽しむためには、施設が利用しやすいことが重要なポイントになってくると思いますが、今回、報告でも県立スポーツ施設の指定管理者の募集についてという報告がありました。県立のスポーツ施設のバリアフリー対応はどうなっているのでしょうか。

スポーツ課長

スポーツ局が所管している七つのスポーツ施設については、全施設の出入口にスロープを設置し、車椅子対応トイレを完備しております。伊勢原射撃場、

山岳スポーツセンター、宮ヶ瀬湖カヌー場には点字ブロックを、地下1階、地上3階建ての相模湖漕艇場とスポーツ会館には障害者用エレベーターを設置しております。また、西湘地区体育センター、スポーツ会館、伊勢原射撃場、宮ヶ瀬湖カヌー場は障害者用の駐車場を設置しております。

なお、各施設において障害者の方が施設を利用する場合には、スタッフによる声掛けや見守りなどの配備をしています。

西村委員

報告資料の23ページには、参考として、今回は三つの施設の発注先が載っています。武道館と西湘地区体育センターは障害者雇用企業等というのにはありますが、スポーツ会館についてはそういった発注がなされていないようです。これはもちろん検討された上だとは思いますが、横浜にあるところですから、何かしら知恵を働かせれば、こういった貢献の仕方というのはできるはずですから、また今後しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

さて、県立スポーツ施設は市町村立のスポーツ施設と異なり専門性の高い施設が多いわけですが、どのような障害者スポーツができるのでしょうか。また、障害者がどのくらい利用されているのか伺います。

スポーツ課長

スポーツ会館と西湘地区体育センターの体育館は、例えば東京2020大会の競技種目であるボッチャ、バドミントン、シッティングバレー、卓球、車椅子バスケットボールなど、主な屋内競技に利用が可能です。このほか、県内に障害者スポーツ団体がある知的障害者バスケットボールや視覚障害者の卓球、フロアバレー、ローリングバレーなどの練習場所としての利用も考えられます。また、各施設の障害者の利用について具体的な数については把握できておりませんが、例えば障害者西湘地区体育センターでは小田原市障害者レクリエーション大会におけるシッティングバレーのデモンストレーションと体験会、武道館ではスペシャルオリンピックスを目指す知的障害者の柔道練習、相模湖漕艇場では日本パラローイング協会による強化練習、山岳スポーツセンターでは障害者クライミングの体験教室、伊勢原射撃場ではパラライフル射撃などの利用実績があります。

西村委員

個人で利用される方に障害がおありますかと聞くことは、個人情報という問題で、何かと課題が多いですが、今、中心となる団体を設立しようとしているわけですから、この団体の設立に合わせていろいろな情報の収集の仕方もできるのではないかと思います。より生の声を生かして、活用しやすい、そういう施設についていただきたいと思いますが、活用しやすい施設、また、パラスポーツの拠点といえば今、県立体育センターの再整備が進められています。2020年4月の再開場後は教育委員会からスポーツ局へ移管する予定と伺っています。スポーツ局として現時点で、県立体育センターを障害者スポーツの推進拠点としてどのようにしていこうと考えているか、伺います。

スポーツ課長

現在、教育局が再整備を進めている県立体育センターでは、特に新たに設置する第2アリーナプール棟について、障害者スポーツの活動拠点として、多目

的パラスポーツの競技練習場や、車椅子を修理、保管するためのスペースなどの整備を進めています。また、ハード面だけでなく機能の面においても、障害者スポーツ関係団体とも連携しながらパラアスリートの競技力向上支援やパラアスリートを支える人材の育成などを行い、県内における障害者スポーツ振興の拠点にすることができるよう、現在、検討を進めています。

西村委員

要望を申し上げますが、県内の障害者スポーツの振興には、障害者スポーツを中心となって主体的に推進する団体が是非とも必要だと、我が会派は訴えてまいりました。設立準備会での検討を通じ、障害当事者や様々な関係者の意見を集約し、団体の設立をしっかりと支援していただきたいと思います。また、県立スポーツ施設について今、バリアフリー対応について伺いました。この改善も取り組んでいただきたいと思います。

せんだって、議員の多くがユニバーサル研修を受けさせていただきました。例えば、ハードで整わないところはソフトでという考え方があります。みんなあつまれということを考えれば、そしてまた、ともに生きる社会ということを考えれば、神奈川らしいバリアフリーの推進の仕方というのもソフトの面であると思います。是非、取り組んでいただけますようお願いします。各施設でどのような障害者スポーツができるのかを、まずはしっかりと把握していただきて、できれば県立だけではなく県内のいろいろな施設で、何ができるかという掌握を図っていただきて、積極的に情報発信することで、障害のある方のスポーツをする場づくりにつなげていただきたいと思います。

次の質問をさせていただきます。キャッシュレス化の推進について、これは質問というか、意見として申し上げるような形になってしまふのだろうと、多くは国に要望することになるであろうと思っていますが、今定例会で我が会派からは一つ、意見書案としてキャッシュレス社会の実現を求める意見書案をまとめさせていただきました。主に総務政策常任委員会でお諮りいただくと思いますが、このキャッシュレス化というのが観光については大きな経済効果があるということを、キャッシュレス化を図ると1.6倍の消費額が上がるという話を県外調査で行った沖縄で聞いて、これは是非いろいろな形で取り組んでいかなければいけないと思ったものですから、改めて確認をさせていただきたいと思います。

まず、キャッシュレス決済にはどんな方法があるのでしょうか。

国際観光課長

キャッシュレス決済の方法は様々ありますが、大きく分けまして、前払い方式、即時払い、後払いの三つの支払方法があります。前払い方式については、交通系や流通系のカードの電子マネーがあります。あらかじめ現金をチャージして、その金額を上限に使うことができるものであります、電車やバスの運賃、コンビニなどの買物の支払いに使用されています。即時払いにはデビットカード、またモバイルウォレットがあります。デビットカードは銀行口座に紐付いて決済されるカードであります、モバイルウォレットは、例えばスマートフォンなどでQRコードを読み込み、決済する方法です。後払いに代表的なものはクレジットカードです。

西村委員

国も、これまでずっとキャッシュレス推進に向けた戦略というのを打っています。2014年には日本再興戦略で、そして、2015年にはそれが改定されて、キャッシュレス化に向けた方策というのを推進していくと、2016年にはもっと具体的に、観光ビジョンの推進というのが入ってきております。国がキャッシュレス決済の普及を進めている主な理由というのは、どのように捉えていらっしゃいますか。

国際観光課長

今後の少子高齢化ですか人口減少に伴いまして労働者人口が減少していくことから、国のキャッシュレスの推進によりまして、実店舗等の無人化、省力化といった形での生産性の向上、また、先ほどお話にもありました、インバウンド需要の取り込み、また、不透明な現金資産の見える化などの効果を見込んでいます。また、支払データの利活用による消費の利便性の向上や、新産業の創出などにつながることも期待しております。

西村委員

世界各国のキャッシュレス決済比率を比較すると、キャッシュレス化が進展している国は40%から60%台であるのに対して、我が国では20%以下にとどまっているということですが、日本の普及が進んでいない、これは何が課題でしょうか。

国際観光課長

日本でキャッシュレス決済が進んでいない背景として、社会情勢、また店舗側、消費者側の要因があるかと思っております。社会情勢については、まず、日本は盜難が少ないというような治安が良いこと、また偽札の流通などが少ないという、現金に対して信頼性が非常に高いといったことが、日本ならではの要因として考えられます。また、店舗側としては、特に中小規模の事業者の方にとっては、決済代行業者の手数料の高さ、また決済端末機器の導入費用がかかるなどが課題になっており、普及が進んでいないと考えております。さらに消費者にとっては、キャッシュレス化による浪費や個人情報の流出などの不安全感があることから、普及の阻害要因となっていると考えております。

西村委員

現在このキャッシュレス化の普及に向けて、どういった取組が進められているのでしょうか。

国際観光課長

国では本年7月に、早期のキャッシュレス社会の実現を図るため、国内外の諸団体、企業、学識者、関係省庁等と連携して、キャッシュレス推進協議会を設立しています。協議会ではQRコード支払普及への取組や、消費者、事業者向けキャッシュレス啓発などの活動を行うとされております。また、官公庁が実施しております訪日外国人旅行者の受入環境整備の補助金の中では、宿泊施設へのインバウンド対応支援として、補助率が3分の1ですが、クレジット決済端末の整備への補助を行っています。また、経済産業省の方では来年度、地域需要喚起キャッシュレス実証事業として、決済端末等導入費用の一部補助や、決済事業者等に支払う手数料の負担分の一部について、店舗等へ補助するとい

う実証事業を予算化する動きもあります。

西村委員

　キャッシュレス決済に対する外国人観光客のニーズをどのように把握されていますか。

国際観光課長

　外国人観光客のニーズですが、平成30年4月に発表された経済産業省のキャッシュレスビジョンの中で、日本において現金しか使えないことに対する不満を持つ外国人観光客が4割いるとされています。これは、2017年の訪日外国人観光客が2,869万人ということですので、その4割というと1,000万人以上になります。非常に多くの外国人観光客がキャッシュレス決済を望んでいると把握しております。

西村委員

　キャッシュレス化が進んだ場合、先ほど沖縄で1.6倍と聞きましたと言いましたが、神奈川県はどの程度、消費拡大につながると考えていらっしゃいますか。

国際観光課長

　県の見込みですが、県として具体的な数字というのは持ち合せておりません。ただ、先ほど申し上げましたキャッシュレスビジョンの中では、アンケート調査の中で、カード払いできる店舗があればもっとお金を使いたいと思っている外国人観光客が66%、また、カード利用できれば消費額が増えるであろうという御意見も44%あったと聞いております。現在のまま、カード払いのインフラを改善しなかった場合というのは、かなりの機会損失が発生すると国の方でもはじいています。

西村委員

　今ちょうどテレビのコマーシャルで、ヘリコプターで乗り付けてお店を全部買うと、カードで払うと言ったら、カード使えないとい、では要りませんというのがありました、それが冗談ではないと実感したというか、少し恐ろしいと思っています。キャッシュレス決済できる受入環境の整備に向けて、今後、県としてはどのように取り組んでいくと考えていますか。

国際観光課長

　外国人観光客を新たな顧客として取り組んでいくためには、積極的にクレジットカード、またモバイル端末決済など、新たな決済サービスを導入していくことも重要と考えております。キャッシュレス決済の多くは加盟店の手数料がかかることになりますが、その率がまた業種、業態、規模、売上高、また決済代行業者との交渉によって異なってくるという事情があります。例えばクレジットカードの場合を申し上げますと、大規模チェーン店の手数料は1%台ですが、小規模の小売店になりますと3%から5%となります。このため、小規模小売店は大規模チェーン店に比べ導入が進んでいないのではないかと考えています。県としては、ラグビーワールドカップ、また東京2020大会に向けて、決済環境の整備は非常に重要と認識しておりますが、最終的にこのキャッシュレス決済を導入するかどうかという判断は、あくまでも個々の事業者さんに帰するを考えています。キャッシュレス決済の普及には、まず、導入のメリットを

具体的に見える形で事業者の方に感じていただけることが重要だと考えておりますので、事業者の皆さんに対して、クレジット決済の導入に対する、先ほど申し上げました国の補助制度や、また、様々な業種の方がいらっしゃいますので、公平性を踏まえながら、事業者や決済方法、様々なキャッシュレス決済のサービス等の情報を提供していきたいと考えています。

西村委員

沖縄県で伺った話では、セミナーを定期的に開催されて、キャッシュレス化はどういうものなのか、あるいはどういったメリット、デメリットがあるのか、こういったことも併せて、セミナー開催でより普及を図っていこうということをなさっているようあります。また、これは消費単価を上げるというだけではなくて、キャッシュレスを通じたデータの利活用というのは、観光でとても大きなポイントになってくると思います。しっかりとこのデータ、消費データの活用、ビッグデータの利活用を、他部局との連携も多分にあるかと思いますが、そういう活用をしていただいて、より有効的なキャッシュレス化を図り、そしてまたビッグデータの活用を図っていただけますよう要望します。

さて、もう一つ、先ほども御報告があった台風 24 号による湘南港のディンギーへの被害について、これはまだ詳細は確認中、調査中ということで、余り細かなことは聞けないので、ほぼ意見だけになってしまふかと思います。ちょうど台風が来た 9 月 30 日の前日、私の地元の川崎競馬場では秋祭り 2018 がありまして、スポーツ局長にもお運びいただいて、予定では 16 時までセーリング試乗体験ができるはずだったのが、雨が降り出して、1 時半にヨットの方は片付けて、セーリングの装備は片付けてしまわなくてはいけなかつたのですが、ただ、あのときはまだ雨だったのが、これだけの風が吹いて、固定をするロープって相当な太さだと思います。それが切れてしまったというのは、想定外のことが起こったのだろうと思います。また、県としてはしっかりと約束をされた形でボートを固定し、やってきたので、法的に何かあるということは想定できませんが、これはいきなりの要望で恐縮ですが、セーリング大会に先んじて機運を上げていこうということで、いろいろな方々に出席を依頼されたと思います。例えば、学生さんや個人で参加をされる方とか、こういう方々の艇が傷ついてしまったというのは、なかなかおつらいものがあると思います。損害を賠償しろと言っているのではありません。そのあたりをしっかりと御意見を承って、出なければよかったですと思われるような対応をしていただきたいと思います。

ことほどさように、自然災害というのは講じることができない、抗うことができないわけですが、今回も先行会派から観光危機管理について質問が出ていました。これは県外調査で、先ほども御紹介した沖縄に訪れたときに観光危機管理の取組について学ばせていただいた。私自身、すごいショックでした。足元がこんなにぜい弱だったのかと思いました。観光危機管理について考察する機会を与えていただいたということで、委員長、副委員長、本当に感謝です、ありがとうございます。また、今回新たに様々な取組を盛り込んで、観光振興計画の方もそういった方向性でやっていくのだろうと思いますが、では、過去はどうだったのだろうと読み返してみると、現行の計画でも、緊急災害時等に

おける安全・安心の確保とあります。環境の整備と観光関連産業の支援と銘打っているわけですが、一体どんな支援をしてこられたのでしょうか。

観光企画課長

まず、現行計画ですが、災害発生時において、まず観光客の減少を最小限に抑える、観光客の安全確保を図るといった面から、正確、迅速な情報伝達ができる体制ということを記載させていただいています。特に、観光客の皆様は地元の方々と違いまして、いつどこに誰がいるか把握することは困難であるということから、不特定多数の方にウェブサイトを通じての情報発信が有効ということで、例えば本県の県観光協会のウェブサイトで観光かながわNowがありますが、ここでは県の災害情報ポータルサイトにつなげておりまして、常に最新の災害情報を発信するとともに、災害発生時には県内の観光施設の被害状況等を収集し、迅速に発信するといった体制をとっております。また、外国人観光客向けに対しても、かながわ国際交流財団が主に外国籍県民を対象に多言語支援情報サイトにおいて、6箇国語で災害情報を発信することとしておりまし、外国語観光ウェブサイト、Tokyo Day Tripからその情報にもアクセスすることができるという形になっております。

ただ、平成27年、箱根の大涌谷の火山活動が活発化したことがありました。このときに本県としては、国や地元箱根町及び地域の宿泊施設や観光施設と連携して、発災後、観光支援や事業者支援に取り組んでまいりました。もちろんこのときも、まずは正確な情報発信という形ではさせていただきましたが、遠くから来た観光客については箱根山全体が発災を受けていると認識した方もおりまして、こうした風評被害で観光客が減少したといった一面もありました。なので、まず我々としては正確、迅速な情報発信を行うといったことを最大限努力するということで、今も進めています。

西村委員

情報の発信、それと、くしくも今、課長がおっしゃった外国人県民が対象というのは、もともと基本となるのが災害対策基本法、第1条を見ると観光客は含まれていない。もし観光客の安心・安全ということを考えるのであれば、観光立国推進基本法にのっとるわけですが、これも安全の確保としか書かれていません。つまり、国の方でも予算立てもなければ根拠法という明確なものがない。でも、それでは不安です。外国人県民の方で地理が分かっている人だったら、そういう情報をもらっても、ある程度分かるのかもしれないが、私たちが初めて行ったところで情報だけもらっても何もできないというのが正直なところではないかと思います。今、観光振興計画の中にも書かれていると、もう少し言うと、地域の防災対策に係る計画の策定も書いています。でも、具体的に策定はされていないはずです。これと整合性を持ってとられる県地域防災計画の中に、40ページ、外国人観光客の受入環境の整備と書いているが、結局それも情報の提供しかない。こちらでは情報提供として、県のポータルサイトというよりも、むしろセーフティーチップスも掲げています。大分整ってはきているようですが、果たして今のセーフティーチップスで入手できる情報だけで観光客の方が安心できるのだろうか。例えば、その場で何線に乗ってどう移動したらどこに逃げられるとか、避難所はここというだけではなくて、泊まれるホテル、

機能しているホテルがあるのかどうかとか、そういういろいろなことが今後、取組として必要になってくるのではないかと思います。私たちは沖縄で学んできましたが、それ以外の他県で何か取組とかなされているようなものを掌握されていますか。

観光企画課長

委員おっしゃいますとおり、災害発生前からの日頃の備えが重要と考えております。他県というよりは、まず国ですが、9月28日の観光戦略実行推進会議において、非常時における外国人観光客の安全・安心確保のための災害対策を決定して、この中で多言語による情報発信、365日24時間のコールセンターの設置、観光施設、宿泊施設向けマニュアルの普及促進といったものを盛り込んでおります。他都道府県の例で申しますと、例えば東京都では、増加している訪日外国人旅行者の安全・安心の確保を図るために、災害発生時に外国人旅行者に適切な情報提供ができるようということで、平時からやっておくべきリスト、それから外国人にも使用できるピクトグラム、図の記号、防災情報リストなどを盛り込みました災害時初動対応マニュアルといったものも作成しております。

西村委員

東京都外国人旅行者の安全確保のための災害時初動対応マニュアル、また青森県、静岡県でも取組が始まってきたようあります。世界に目を転じると、WTTC、世界旅行ツーリズム協議会では、今後の旅行産業の課題の一つとしてレジリエンスを挙げていますし、2016年11月にはUNWTO、国連世界観光機関が第1回国際旅行危機管理サミットを開催した。国内において見ると、2015年3月に仙台で開催された第3回国連防災世界会議において、観光分野の防災というセッションが初めて組まれました。多くの方々にお越しいただくというだけではなく、安心して過ごしていただくためにも、神奈川県が率先をして、神奈川らしい観光者のための安全強化策を考えいただけますよう要望します。

最後に、これも意見だけで申し訳ありませんが、報告でSDGsの取組の御報告がありまして、その中で施策調査結果という、何に取り組んでいるかと丸がついている資料、参考資料3ですが、これを見て私はショックを受けまして、6月に質問をしたときに、知事は元気いっぱいクロス施策といって、いろいろなところが連携をしながらSDGsを展開していくとおっしゃった。ところが、この委員会の所管のところはすごく私は少ないと思った。例えば、観光でいうと、海の豊かさとか緑の豊かさ、これは自然環境を守るから関係ないだろうと思われるかもしれないが、セーリング競技が行われるというならば、ともに環境のことも訴えていいだろうし、あるいはグリーンツーリズムと言っているならば、緑の保全も考えなくてはいけないのではないかと思いました。また、今回のヨットの停泊していた艇の事故とかそういうことも考えたり、今の観光危機管理のことを考えたりすると、気候変動に具体的な対策をということも一つ、対策として捉えなくてはいけないのではないかと思います。

一番ショックを受けたのが、ジェンダー平等を実現しようというところです。これはここの委員会だけではないですが、ジェンダーなんて関係ないと思われるかもしれません、例えば、神奈川県で取り組んでいるなでしこブランドに

は、箱根ホテルの女性の方が考えた女性客のためのお弁当というのがあります。観光施策は関係ないのでしょうか。あと、マグカルとも関係するかもしれません、同じくなでしこブランドの中で、箱根の芸者さんの笛とか三味線とか和太鼓とともに活用しながらジャズを演奏するきらり妓さんというのがあったりします。もっと言うと、温泉の女将さん方が、乳がんとかこういう手術痕が残った女性のために浴衣を貸し出すとか、こういう取組もやっているわけです。そういうことは、このSDGsとは関係ないということなのだろうかと思ってしました。

また、スポーツで言うと、何と言っても女性アスリートです。プロの方はものすごく報酬が違います。アマチュアの方も、勝ったところで報奨金が全然違います。経済的なこと一つとっても、女性アスリートの問題って大きい問題だと思いますが、丸がついていない。改めてこの委員会で3列までの方を見ると全員男性です。男性だから駄目と言っているのではないですが、ただ、女性の視点はないかということを、後ろを振り返っていただいたらたくさん女性のスタッフがいますから、連携していただいてお考えをいただきたいと思いますが、両局長、どうでしょうか。

国際文化観光局長

今回、このSDGsの仕分け作業といいますか、やっていく中で、私も去年は県民局長ということで人権男女共同参画を担当しておりましたので、そういった意味ではジェンダーの問題について、1年間、所管でありますし、今は外れておりますが、意識はそれなりに持つておる、どんな仕事をしておっても、もちろんこういったジェンダーの視点というのは必要不可欠というか、それが関係ないということはないと思います。でも、そうしてしまうと、あの表を作るのに当たっては、それでいうと多分全部付いてしまう、他の17ゴール、広目に見れば全部付いてしまうということで、特にダイレクトに、ストレートに言えるものについて仕分けをしていこう、ただ、ストレートではないが、間接的にこれを絡めれば、本来の目的は観光であったりマグカルであったりスポーツであっても、でも、単にそれらの観光振興のためだけにその施策をするではなくて、一ひねり入れれば、今おっしゃったようななでしこブランドだとか、女性の発想を入れた女子旅切符を売るだとか、そういった発想を入れることでジェンダーにもつながるとか、あるいはほかの、海を守るだとか環境を守るということもつなげる取組ができるなどをやっていこうというのが、正にクロスという取組なので、そういう意味で、直接的なものに今回、表を付けて、丸を付けました。それを、波及効果を及ぼせるものについては、クロスということで、そういう関連をつけて今後展開していくことということであります。正に御指摘はそのとおりで、どんな仕事をするに当たっても、ジェンダーの問題に限らず、17のゴール全てについて、みんな自分の所管と直接ではないからと、うちは国際文化観光局だから、それには関係ないということではなくて、いろいろなことに17ゴール、意識を持ちながら進めていく、そのための一つのツールとして、このSDGsを活用していくと考えております。

スポーツ局長

正直、私も最初、このSDGsの17の目標と169のターゲットですか、これ

を拝見したときに、最初持った印象というのは、あれ、スポーツってないと、これを読むと、確かにスポーツは出てこない。では、私たちのスポーツ局がやっている事業、施策はここから全く無縁のものかというと、そういう認識はありません。今、国際文化観光局長がおっしゃられたように、ここにある 17、169、その全てに私たちは意識して仕事をしていかなくてはいけないし、それをどう紐付けするかというところで、これは一定の事業ベースの中で直接関連があるところを拾ってきましたら、この丸付けになったというところであります。これは職務に対しても私自身も常にこれは意識して仕事をしていくというスタンスは全く変わっておりませんので、そのようなお答えになります。

スポーツ局企画調整担当課長

こちらの参考資料 3 について、少し補足させていただきます。こちらの資料は総合政策課の方で SDGs の整理に当たりまして全庁調査を行ったものを取りまとめたということで、今回の報告、参考資料として付いています。委員御指摘のとおり、例えばスポーツについて、ジェンダーは当然あってしかるべきということでおっしゃって、私どもも当然そのように思っておりまして、この整理の仕方で少し誤解があるのではないかと思います。というのは、総合政策課の調査に当たって、主要施策を全庁で洗い出して、それについて 169 のターゲットと 17 の目標を、それぞれどれに合致するかという調査を行いまして、各局に調査票が参りまして、私どもスポーツ局の方では実はジェンダーについても回答しております。ただ、169 のターゲットにぴたり当てはまらないものについては、どのゴールに該当するのか、関連性が深いものかという部分で回答しているというものであります。これは他部局でも一緒であります。総合政策課の方でこの取りまとめに当たりまして、回答の方向が、例えば 11.7 とか、169 にぴたり当てはまらないものについては、何. ゼロということで回答せよとなっておりまして、私のところもそういう形でジェンダーについては回答しております。ただ、それをまとめる際に、何. ゼロで回答した部局の回答については丸を付けない形で表に整理するとなっておりまして、それがこの資料については分かりにくくなっています。

私と国際文化観光局企画調整担当課長は企画調整官ということで、本年度から SDGs 調整官となっておりまして、連絡会議に呼ばれて、実はこの表を取りまとめた際に説明を受けましたが、委員会報告するのに適切ではないという、その場でもたしか発言をした方もいます。ただ、何がしか出したいということで、最終的にそういう形で出たということで、誤解を招いた面がありまして、そこは補足させていただきます。

西村委員

力強いお言葉を頂いて、どうぞ連絡会議のときに、この委員会から文句が出たと言っていたいと思います。二重丸にするとか丸にするとか、より多くの、なぜなら知事は、棚卸しをしてクロスするとおっしゃったのだから、どうクロスさせるのかというのがポイントになってくるでしょう。本当に口うるさいような話で恐縮ですが、SDGs の前の MDGs からこのジェンダーは特に言われていたものですから、しっかりとそれを根幹に据えて取り組んでいただきたい。ただ、今お話を伺って、その方向性は共有をしていると確認させて

いただきましたので、今後ともしっかりとお取り組みいただけますよう要望して、私の質問を終わります。